

# 【中村税務署の確定申告会場は2月17日(月)から開設】

中村税務署では、次の期間中、所得税・消費税・贈与税の申告会場を設置しています。

- ◆**設置場所** 中村税務署(四万十市中村新町四丁目4番地)
- ◆**開設期間** 2月17日(月)～3月16日(月)(土日・祝日を除く)
- ◆**受付時間** 午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時から)

※税務署から送付された「確定申告のお知らせはがき」または「氏名等が印字された申告用紙」をお持ちの方は、税務署または市町村で申告相談を受けられる際には必ずお持ちください。

※申告書などを提出する際は、マイナンバーの記載と本人確認書類(例1:マイナンバーカード、例2:通知カードと運転免許証など)の提示または写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

※消費税の申告相談については、税率ごとに区分経理された元帳を基に、「課税取引額計算表」の事前作成を必ずお願いします。「課税取引額計算表」が作成できていないと、消費税の申告書作成ができません。

## パソコンやスマホで自宅から確定申告ができます

### 「スマホ専用画面」利用対象範囲

- 給与所得のみの方
- 給与所得と公的年金など、そのほかの雑所得のある方
- 給与所得と一時所得のある方
- 給与所得と公的年金など、そのほかの雑所得と一時所得のある方
- 公的年金など、そのほかの雑所得のみの方
- 公的年金など、そのほかの雑所得と一時所得のある方
- 一時所得のみの方



○お問い合わせ 中村税務署 ☎35-2135



つながり・つむぐ人権・  
同和教育学習講演会

大方町民館では、差別のない明るい地域社会と人権文化を育み、学校・家庭・地域から人権尊重のまちづくりをめざすことを目的に、「つながり・つむぐ人権・同和教育学習講演会」を開催しています。差別に負けない子育て(教育)とはどのようなものでしょうか。正しい「知識」から正しい「認識」への転換が求められており、この中で私たちはどのようなことができるでしょうか。一緒に考えてみましょう。

### ◆日時

2月18日(火)

午後6時30分～午後8時

### ◆場所

大方町民館 2階ホール

### ◆演題

「恥ずかしい」のはどちらだー差別

いじめはどのようにして起きるのかー

### ◆講師

江嶋 修作さん

(解放社会学研究所長)

### ○お問い合わせ

大方町民館

☎43-11204